

# 韓国の非上場株式の物納に関する研究<sup>1)</sup>

朴 薫\*  
高 正 臣 (訳)

## ．序 説

租税は、今日、大部分の国において金銭納付が原則である。しかし、担税力はあるが、その担税力にもなう現金納付が困難な場合、現金と等価である他の財産により納付を可能にする必要がある場合がある。相続税と贈与税の場合、無償により移転された財産に係る税負担は大きく、現金はそれほど持たない場合がその例である。

上記の場合、現金以外の財産による納付、すなわち、物納が可能でなければ、相続税もしくは贈与税の納税義務者は、保有する現金だけでは租税を納付することが困難となり、現金以外の他の財産を急遽売らなければならないことになる。財産を急遽処分する場合、相続もしくは贈与時の財産の市場価格よりもはるかに低い価格となることがしばしばある。極端な場合、相続もしくは贈与時の相続財産または贈与財産の価格と、相続税もしくは贈与税を納付するための財産処分時の価格の差がきわめて乖離する場合、相続もしくは贈与を通じて、実際に現金で受けとった額よりも、相続税もしくは贈与税の額の方が多くなるという奇異な結果も生ずることになる。

これを防ぐための一つの方法が、すなわち、相続もしくは贈与された財産の一部を、相続税もしくは贈与税として支払う物納である。もちろん、上記の問題を解決するために、相続財産もしくは贈与財産を、実際に売っ

---

\* ソウル市立大学税務大学院副教授

た価格を基準にして、相続税と贈与税を計算する方法も利用できる。韓国の相続税および贈与税法でも一部これを認めている。

相続税および贈与税の物納は、不動産、株式等により可能である。このうち、非上場株式の場合、金融商品および資本取引の複雑化による資産保有形態の多様化、金融資産に対する選好増加、創業第1世代の引退等により、非上場株式の物納が増加している。そこで、物納の増加とともに、実際上の問題点も現れている。相続もしくは贈与の対象となった非上場株式が、物納により課税庁に引き渡され、課税庁が、これをまた現金化する過程において、課税庁が受け取る時の非上場株式の価格と、売る時の価格との間に顕著な違いが生じる場合が表面化している。これをめぐって、現行の非上場株式の物納に関して、時価の認定範囲の不合理性と、物納非上場株式の管理処分基準の不備により、金銭納付者と物納者間の実質的な税負担が不公平であるとの批判が提起され、物納制度が富の変則移転手段として利用され、これにともない国庫に損失を与えるのではないかという問題提起が続いている。

課税庁は、このような問題を解決するために、2003年12月30日、相続税および贈与税法施行令(大統領令第18177号)第49条第1項第3号ただし書を改正し、物納株式のうち相続人、贈与者、受贈者もしくはその特殊関係人が公売した場合には、当該公売価額を時価から除いている。納税義務者が、課税庁に、相続税もしくは贈与税の納付として渡した非上場株式を、再度買い戻したものとみなしうる場合、両者の価格差を最小化させているのである。

また、2004年12月31日、相続税および贈与税法施行令(大統領令第18627号)第73条第3項を改正し、相続開始日もしくは贈与日以後、物納申請までの期間中に、当該相続財産もしくは贈与財産が、正当な理由なく、管理処分が不適当な財産に変更される場合、当該財産価格に相当する納付税額は物納請求税額から除外すると規定している。管理処分が不適当な非上場株式を、物納から除外することによって、問題を解決しようとしたの

である。

しかし、物納非上場株式の公売価額に係る現行規定については、相変らず議論がある。特に、物納非上場株式の評価額が時価として認められない場合を特殊関係人にものみ限定せず、特殊関係人でない者にまで拡大することが可能か否かが問題になっている。

本稿では、現行相続税および贈与税法施行令第49条第1項の規定を中心に、現行物納非上場株式の公売制度の内容と問題点について検討を加えようと思う。

## ．現行非上場株式の物納制度

物納制度は、相続税と贈与税を納付する際に、金銭（証券、印紙を含む）納付に代えて、金銭以外の財産により納付する方法であり、換金が困難な財産が多く、現金入手が困難で、延納制度による措置だけでは納税者を救済できない場合、納税者の便宜と税収確保のために採択された制度である。

物納は、金銭納付の例外的な納付方法として、納税者の申請により許可された場合に限り認められている。物納は、相続税と贈与税のみならず、法人税（法人税法第65条）、所得税（所得税法第112の2条）、総合不動産税（総合不動産税法第19条）、財産税（地方税法第26条の3）の場合も認められている。

本稿は、非上場株式の相続税および贈与税の物納に限定する。相続税および贈与税法に規定されている物納制度と、物納非上場株式の評価方法を中心に検討を加えるものである。

### 1．物納の要件

物納の要件は、実質的要件と形式的要件とに分けられる。

）納税義務者に、相続税および贈与税の物納対象となる具体的な租税

債務がなければならぬこと、)納税義務者に、租税債務を金銭により履行できない正当な事由があること、)納税義務者に、租税債務を金銭により履行できない正当な事由がある租税債務の金額を、物納の金額の限度とすること、)物納する財産は、納税義務者の租税物納の対象である租税の課税価格の基礎となった財産であること<sup>2)</sup>等が、実質的要件に該当する。

物納許可が納税義務者の申請と、これに対する課税庁の許可により行われなければならないというのが、形式的要件に該当する。これについて詳しく述べれば次のとおりである。

#### イ．物納の実質的要件

現行の相続税および贈与税法第73条第1項は、物納が認められるための要件として、)相続もしくは贈与された財産のうち、不動産と有価証券の価額が、当該財産の価格の2分の1を超えること、)相続税納付税額もしくは贈与税納付税額が、1千万ウォンをを超えることを挙げている。

しかし、単に、不動産と有価証券の価額が相続もしくは贈与された財産の2分の1を超え、納付税額が1千万ウォンを超えれば、納税義務者が相続税を金銭により履行できない事由を考慮せず、また、納付するのに十分な金銭の有無を判断せず、物納申請について許可の可否を決定するのは問題であると指摘される。

金銭により租税を納付するのが原則であって、金銭により納付できない例外的な場合に許される物納について、租税負担額の多寡(1千万ウォンを越えるか否か)、課税対象の構成(不動産と有価証券が全体の相続もしくは贈与財産に占める比率)によってのみ判断するのは正しくない。納税義務者の資力状態や事情等を十分に考慮しなければならない。

一方、相続財産もしくは贈与財産が、船舶や機械・器具等の動産が主な財産である場合、物納の許可に関する規定がなく、物納ができず、不動産もしくは有価証券を主に相続もしくは贈与された者に比して、船舶、機械、器具等を主に相続もしくは贈与された者は、不公平であるとの批判が可能

である<sup>3)</sup>。

ロ．物納の形式的要件

相続税および贈与税の場合、上記の実質的要件をすべて備えた場合でも、納税義務者の申請と課税庁の許可がなければ、物納は許可されない。形式的な要件といえる。相続税および贈与税法施行令第70条第1項によれば、物納の申請および許可に関しては、年賦延納の申請および許可手続を準用している。相続税もしくは贈与税の申告時、物納許可申請書を納税地管轄税務署長に提出しなければならず、相続税および贈与税法施行令第70条第3項は、相続もしくは贈与税の物納の際、納税義務者から物納申請書を提出された税務署長は、相続税課税標準と税額の決定期限（相続税は6月、贈与税は3月）以内に、申請人に対して、その許可の有無を決定し、書面により通知しなければならず、納付告知書による納付期限内申請の場合、申請書を受理した日から14日以内に書面にて通知しなければならないと規定する。

物納しようとする納税義務者は、相続税もしくは贈与税申告書を提出する際に、物納を申請をしなければならない。仮りに、相続税もしくは贈与税申告書を提出しなかったり、その申告書提出時に物納申請書を提出しない時は、課税標準と税額の決定通知後、当該納税告知書による納付期限までにその納付申請書を提出できる。

物納の許可は、物納の要件を充足する事実がある時に行われる。課税庁は、物納の許可をする際に、当該事実が物納の要件に充足するか否かを調査検討し、物納を許可できる。課税庁は、 相続もしくは贈与財産のうち不動産と有価証券の税額が、相続もしくは贈与財産の2分の1を超えるか否か、 相続税額が1千万ウォンを超えるか否か、 相続税および贈与税法の正しい手続により申請されたか否か、 物納を請求できる相続もしくは贈与税額が、相続もしくは贈与財産である不動産と有価証券に係る税額を超えるかの有無、 物納に充当する財産が、相続もしくは贈与財産として評価されたかの有無、 不動産もしくは有価証券が、相続

税および贈与税法上の対象か否か、( )物納対象資産が管理処分に適当か否かを調べなければならない。

物納の許可とは、対象となる相続税もしくは贈与税の納税義務者が、物納の方法により当該税額を納付するために、税務当局に許可を申請したことに対して許可する行政処分である。物納の許可は、その現実性と内容の安全性を重視し、書面により行う要式行為として、納税義務者に到達することによって、その効果が発生する。

## 2. 物納充当財産の範囲と順序

物納する財産は、物納の対象となる相続税および贈与税の課税標準の計算において基礎となる不動産と有価証券でなければならない。相続税および贈与税法施行令第74条および同法施行規則第20条第1項は、物納に充当できる不動産および有価証券は、国内に所在する不動産、国債、公債、株券および内国法人が発行した債権もしくは証券、信託業法の規定による信託会社が発行する収益証券、間接投資資産運用法による間接投資証券、総合金融会社に関する法律の規定による総合金融会社が発行する収益証券等と規定している。2000年1月1日から、有価証券のうち、韓国証券取引所に上場もしくは韓国証券業協会に登録され取引される株式は、換金が容易なため除かれたが、相続もしくは贈与財産のうち上場、協会登録株式の他に他の財産がない場合は、上場、協会登録株式によっても物納ができることとなった。また、2003年1月1日以後、韓国証券取引所に上場もしくは韓国証券業協会に登録をすることにより、物納許可書発送日現在、証券取引法により処分が制限される場合<sup>4)</sup>は、当該上場株式もしくは協会登録株式により物納ができることとした。

相続税および贈与税法施行令第74条は、物納に充当できる財産の順位を明文化し、管理処分が不相当であるという理由により物納許可の可否に関する争いの余地をなくした。

相続税もしくは贈与税の物納に充当する財産は、税務署長が認める正当

な事由がない限り、次の各号の順序により申請および許可しなければならない。

国債および公債

相続税および贈与税法施行令第74条第1項第2号ただし書に規定する有価証券（国債および公債を除く）のうち韓国証券取引所に上場されたもの

国内に所在する不動産（の財産を除く）

相続税および贈与税法施行令第74条第1項第2号ただし書に規定する有価証券（国債および公債を除く）のうち韓国証券取引所に上場されないもの

相続開始日現在、相続人が居住する住宅およびその付随土地。

### 3. 物納請求の範囲

相続税および贈与税法施行令第73条は、物納申請できる納付税額は、当該相続財産もしくは贈与財産である不動産および有価証券の価額に係る相続税納付税額もしくは贈与税納付税額を超えることができないと規定し、全相続財産価額のうち不動産および有価証券が占める比率に相当する相続税額を限度として物納申請ができると規定している。これは、物納が、納税義務者が金銭により納付できない税額に限り許可されるものであることからすれば、当然、要求される事項であるといえる。

2005年1月1日以後、相続開始日もしくは贈与日以後、物納申請までの期間中に、当該相続財産もしくは贈与財産が、正当な理由なく管理処分が不適当な財産に変更される場合は、当該管理処分が不適当な財産価格に相当する相続税もしくは贈与税納付税額は、物納請求できる納付税額から除くこととした（相続税および贈与税法施行令付則第4条）。

しかし、相続もしくは贈与財産である不動産および有価証券のうち、相続税および贈与税額を納付するのに適した価額物件がない時は、課税庁は、例外的に、当該税額を超える相続もしくは贈与税額についても物納を許可

することができる(相続税および贈与税法施行令第73条第2項)。

#### 4. 物納財産の管理処分と変更

相続税および贈与税法施行令第71条および同法施行規則第19条の4によれば、物納申請された財産が、次のいずれか一つに該当する事由により管理処分が不相当であると認められる場合、その財産に対する物納許可をしなかったり、管理・処分が可能な他の物納対象財産への変更を命じることができ、このような場合、税務署長は、その理由を納税義務者に通知しなければならない。

地上権・地役権・チョンセ権<sup>5)</sup>・抵当権等財産権が設定された場合  
物納申請した土地とその建物の所有者が異なる場合

土地の一部に墓地がある場合

建築許可を受けずに建築された建築物およびその付随土地

所有権が共有になっている財産

証券取引法により上場が廃止もしくは協会登録が取消しになった場合の当該株式。

2002年12月31日の相続税および贈与税法施行規則の改正により、具体的な管理処分基準を準備できるよう、同法施行規則第19条の4第4号に「第1号ないし第3号と類似したもので国税庁長官が認めるもの」との規定が置かれた。

管理処分が不相当か否かは、税務署長が物納許可当時の当該財産の現況により判定し、この場合、当該物納財産の管理処分が不相当か否かについては、税務署長が具体的な事実に基づいて個別に判断する<sup>6)</sup>。

非上場株式の場合は、非上場株式という理由だけで管理処分上不適当財産であるとされ、物納を不許可とすることはできない<sup>7)</sup>。物納申請された非上場株式が、担保権の目的になっていたり、共有もしくは所有権の帰属等に関して係争中であったり、譲渡に関して法令もしくは定款に制限があるためもしくは売却できる見込みがない等、具体的な事情により管理処分

が不適當であると認められる場合は、物納の不許可は可能である。

納税義務者が物納に充当しようとする物件に対して変更命令がある場合、他の物件により物納に充当しようとする場合は、物納変更命令の通知を受けた日から20日以内に、その物件の明細書を添付して管轄税務署長に申請しなければならない。同期間内に納税義務者が申請をしない時、物納の申請はその効力を喪失する。ただし、納税義務者が国外に住所を置いた時は、物納変更命令の通知を受けた日から3月以内に申請をしなければならない。物納変更の申請を受理した税務署長は、その申請日から14日以内に、申請人にその許可の可否を書面にて決定通知しなければならない。14日を経過して物納変更の許可通知をした場合は、その通知日以前の期間について、国税徴収法上の加算金および重加算金の規定は適用しない。

#### 5. 物納財産の収納

物納に充当する財産の収納価額は、原則的に、相続税もしくは贈与税を課税する時の評価額、すなわち、相続税もしくは贈与税課税標準決定時の相続・贈与財産の価額であり、相続開始日もしくは贈与日から相当期間が経過した後には物納が許可されても、収納日を基準として再度当該財産を評価する必要はない（相続税および贈与税法施行令第75条）。

相続開始日もしくは贈与日から収納日までの期間中に新株を発行したり株式を減少させた場合は、これを考慮して収納価額を調整するものの（相続税および贈与税法施行令第75条第1号）、証券取引法第8条の規定により公募増資する場合の新株発行、租税特例制限法第49条の規定により合併する場合の新株発行、特別法により増資する場合の新株を発行した時は、収納価額を再計算せず、課税標準決定当時の相続財産もしくは贈与財産の価額による（相続税および贈与税法規則第20の2条第2項）。

年賦延納期間中に、各回分の分納税額について物納する場合は、物納財産の収納価額は、通知書発送日前日現在を基準に相続もしくは贈与財産を時価により評価し相続税もしくは贈与税を決定した場合は、物納財産の収

納価額も時価により評価し、相続もしくは贈与財産の時価算定が困難なために相続税および贈与税法第61条ないし第65条による補充的評価方法により相続税もしくは贈与税を決定した場合は、物納財産の収納価額を補充的評価方法により評価する(相続税および贈与税法施行令第75条第2号)。

物納に充当する有価証券の価額が、評価基準日から物納許可通知書発送日前日までの期間の間、有価証券を発行した法人の主要財産を処分する等相続人の不実経営により、当該有価証券の価額が、評価基準日現在の相続財産もしくは贈与財産の価額に比して50%以上下落したために、) 相続もしくは贈与財産を時価により評価して相続税もしくは贈与税を決定した場合は、物納財産の収納価額も時価により評価し、) 相続もしくは贈与財産の時価の算定が困難なために相続税および贈与税法第61条ないし第65条による補充的評価方法により相続税もしくは贈与税を決定した場合は、物納財産の収納価額を補充的評価方法により評価する。

物納財産の価額が著しく下落した場合、物納当時の評価額により収納し、物納財産価格下落にともなう国庫損失を最小化する。しかし、上記の場合でも、物納申請した有価証券の全評価額が、物納申請税額よりも不足する場合で、物納申請した有価証券以外の相続もしくは贈与した他の財産の価額を合わせても物納申請税額よりも不足する場合は、当該不足税額を物納申請した有価証券の全体評価額に加算する(相続税および贈与税法施行令第75条第3号)。財産権の侵害の素地を除くための規定である。

## 6. 物納非上場株式の評価

非上場株式の価額は、相続開始日もしくは贈与日現在の時価により評価するのが原則である。評価基準日前後6月(贈与の場合は3月)以内に、不特定多数の者との間に売買が行われて成立した売買価格や、公売、競売価額が確認される場合は、その価額は時価とみなされる。

時価を算定するのが困難な非上場株式は、企業が清算した時の株主らが分配を受けることができる清算価値概念の純資産価値と、継続企業を前提

とする将来収益力を意味する純損益価値とによる補足的評価方法により評価する。

#### イ．時価の定義と範囲

相続税および贈与税法第60条第1項は、「この法により、相続税もしくは贈与税が賦課される財産価額は、相続開始日もしくは贈与日現在の時価による」と規定している。相続税もしくは贈与税財産の評価方法を、原則、時価主義によるとしているのである。

時価の定義と範囲については、相続税および贈与税法第60条第2項において、「第1項の規定による時価とは、不特定多数の者との間に自由に取引が行われた場合に通常成立すると認められる価額とし、収用価格、競売価格、公売価格および鑑定価格等大統領が決めるところにより時価と認められるものを含む」と規定する。このような時価の定義と範囲については、旧相続税法基本通則38... 9<sup>8)</sup>と39... 9<sup>9)</sup>において規定していたが、相続税法が1996年12月30日法律第5193号により相続税および贈与税法として全面改正されて以後、相続税および贈与税法第60条と同法施行令第49条第1項において規定している。時価とは、「ある特定時点における物の価格であり、正常な取引により成立する客観的な交換価値」であると定義できる。大法院判例は、( )主観的な要素が排除された客観的なものであり、かつ、( )取引により形成されたものでなければならず、( )その取引は、一般的で正常なものでなければならず、( )その基準時点の財産の具体的な現況により評価された交換価値を適正に反映しなければならないと判示している<sup>10)</sup>。ただし、このような要件がそろっているかどうかを判断するのは、実務上容易ではない<sup>11)</sup>。

時価の範囲に、収用価格、競売価格、公売価格および鑑定価格等大統領が定めるところにより時価と認められるものを含んでいるのは、実際に、特定物の売買事例がほとんどなく時価算定が困難な場合、主観的要素が排除された収用価格、競売価格、公売価格および鑑定価格等は、客観的な交換価値と判断できるので時価とみなしても時価の定義に符合するからだと

いえる<sup>12)</sup>。

ロ．公売価格、競売価格および鑑定価格等

相続税および贈与税法施行令第49条第1項は、「収用・公売価格および鑑定価格等大統領令が決めるところにより、時価と認められるもの」とは、評価基準日前後6月(贈与財産は3月)以内の期間中、売買・鑑定・収用・競売もしくは公売があり、売買取引価額、鑑定価額、補償価額、競売価額もしくは公売価額がある場合、時価とみなすと規定している。このような相続税および贈与税法施行令第49条第1項において規定した時価の範囲を、課税庁は法的安全性を考慮して、列举規定であると解釈し適用している。これに反して、大法院判例<sup>13)</sup>は、例示的規定と解釈し、個別事案ごとに時価を定めている。時価評価の原則に充実であるという観点から見れば、大法院の立場がより妥当である。

当該財産に係る売買事実がある場合、その取引価額。ただし、その取引価額が特殊関係にある者との取引等その価額が客観的に不当であると認められる場合を除く。

当該財産につき2以上の公信力のある鑑定機関が評価した鑑定価額がある場合、その鑑定価額の平均額。ただし、次の各目の1に該当する場合を除き、当該鑑定価額が相続税および贈与税法の補充的評価額の80%に満たない場合(80%以上である場合であっても、評価審議委員会の諮問を経て鑑定評価目的等を考慮し、同価額が不適正だと認められる場合を含む)は、税務署長が他の鑑定機関に依頼し鑑定した価額によるものの、その価額が、相続税もしくは贈与税の納税義務者が提示した鑑定価額より低い場合は、その限りでない。

．一定の条件が充足されることを前提に当該財産を評価する等、相続税および贈与税の納付目的に適さない鑑定価額。

．評価基準日現在の当該財産の原形通り鑑定しない場合の当該鑑定価額。

当該財産につき収用・競売もしくは公売事実がある場合は、その補

償価額・競売価額もしくは公売価額。ただし、物納した財産を、相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者が公売した場合は、当該公売価額はこれを除く。評価期間に該当しない期間中に売買等がある場合も、評価基準日から売買契約日、公売価額もしくは補償価額が決定された日等の期間中に、株式発行会社の経営状態、時間の経過および周囲環境の変化等を考慮し価格変動に特別な事情がないと認められる時は、国税庁に設置された評価審議委員会の諮問を経て、当該売買等の価額を時価とみなすことができる。

相続税および贈与税法施行令第49条第5項は、当該財産と面積・位置・用途および種目が同じであったり、類似の他の財産の売買取引価額、鑑定価額、補償価額、競売価額もしくは公売価額がある場合は、時価とみなすと規定している。

#### 八．非上場株式の評価における補充的評価方法

相続税および贈与税法第60条第3項は、「第1項の規定を適用する際に時価を算定するのが困難な場合は、当該財産の種類・規模・取引状況等を考慮し、第61条ないし第65条に規定された方法により評価した価額による」と規定している。相続税および贈与税の財産評価の原則である時価を適用できない場合を、補充的評価方法という。

相続税および贈与税法施行令第54条第1項に規定された非上場株式の補充的評価方法は、1株当たりの純損益価値と純資産価値を各々3と2の割合で加重平均した価額による。ただし、不動産過多保有法人の場合は、1株当たりの純損益価値と純資産価値の比率を各々2と3にする。

$$1 \text{ 株当たりの純損益価値} = 1 \text{ 株当たりの最近3年間の純損益額の} \\ \text{加重平均額} \div \text{純損益価値還元率}$$

$$1 \text{ 株当たりの純資産価値} = \text{当該法人の純資産価額} \div \text{発行株式総数}$$

2003年12月31日までは、非上場株式の評価方法を純損益価値と純資産価値のうちいずれが多い方の金額により評価すると規定していたが、会計理論上、企業の価値は、純利益と純資産価値により互いに補充的に決定され

るのに、非上場法人の場合、純資産価値が選択される場合が多く、企業を純資産の集合体として評価されるために、企業の実質価値に比して過大評価されているとの指摘があり、純損益価値と純資産価値の加重評価制を導入した。しかし、下記に該当する場合は、加重平均価額を適用しないで純資産価値による。

相続税および贈与税の課税標準申告期限内に、評価対象法人の清算手続きが進行中もしくは事業者の死亡等により、事業の継続が困難と認められる法人の株式もしくは出資持分。

事業開始前の法人、事業開始後3年未満の法人と休・廃業中の法人の株式もしくは出資持分。

評価基準日が属する事業年度前3年内の事業年度から、継続して、法人税法上、各事業年度に属するか属することとなる損金の総額が、その事業年度に属するか属することとなる益金の総額を超える欠損金がある法人の株式もしくは出資持分。

最大株主等の株式等（評価基準日が属する事業年度前3年以内の事業年度から継続して欠損金がある法人の株式等は除く）については、補充的評価方法による価額の20%（中小企業10%）を加算し、最大株主等が当該法人の発行株式総数等の50%を超えて株式等を保有する場合は30%（中小企業15%）を加算する。

しかし、このような非上場株式の評価方法は、完璧な評価方法と認められておらず、完璧な評価方法を提示するための研究が続いているのが実情である。最近、非上場株式の株式価値を、類似上場会社の株式価値と比較評価する評価方法により実際の事例分析を通じて、その妥当性を検証した論文において、最善ではないが「他のもう少しましな方法の」摸索が、非上場株式の評価方法の核心であると主張<sup>14)</sup>するのも、非上場株式の実質価値を正確に客観的に推定することが困難であることを示した一例といえよう。

## ・非上場株式物納制度の問題点

### 1. 非上場株式の管理処分基準不備

I M F 以後，一般経済に株式と証券等の派生商品が多様に利用されており，ベンチャー熱風等により，株式に対する関心と重要性が過去に比べて増加した。これに反して，景気低迷，ベンチャーバブル等により，有価証券市場での株価が急落し，I T 企業の特許権，先端技術等技術的価値評価の複雑さにより，株式がその価値より相対的に低く評価されている。このような複合的要因により，物納提供対象財産として不動産より株式が好まれる。

国税統計年報に掲載された相続および贈与税物納現況を見れば，2001年度は，金額別では不動産：株式の比率が63.2：17.5であったのが，2002年度は，その比率が逆転し，18.5：81.3になり，2003年度は21.8：78.2であり，依然としてこのような傾向が続いている。

取引別から見てもそのようにいえるようである。これを表に表せば次のとおりである。

相続税および贈与税法第73条の規定によれば，相続もしくは贈与した財産のうち，物納申請した財産の管理処分が不相当であると認められる場合は，物納許可をしなかったり，管理処分が可能な他の物納対象財産に変更を命じることができるものの，物納可能な有価証券の範囲，管理処分が不相当であると認められる場合に関する事項は，大統領令により定めるとされており，非上場株式については，具体的な管理処分基準が用意されていない。判例<sup>15)</sup>は，担保権の目的となっていたり，共有もしくは所有権の帰属等に関して係争中であったり，譲渡に関して法令もしくは定款に制限があったり，売却できる見込みがない等，具体的な事情により管理処分が不相当であると認められない限り，非上場株式という理由だけで管理処分上不適当な財産だとして物納を許可しないことはできないと判示して

[表1] 相続税および贈与税物納現況(年度金額別取引別)

(単位: 件, 億ウォン)

|          | 不動産         | 株式            | 債権         | 不動産株式債権<br>合計 |
|----------|-------------|---------------|------------|---------------|
| 2003年金額  | 284 (21.8%) | 1,024 (78.2%) |            | 1,309 (100%)  |
| 2003年取引別 | 40 (21.3%)  | 148 (78.7%)   |            | 188 (100%)    |
| 2002年金額  | 360 (18.5%) | 1,587 (81.3%) | 3.9 (0.2%) | 1,952 (100%)  |
| 2002年取引別 | 56 (35.2%)  | 99 (62.3%)    | 4 (2.5%)   | 159 (100%)    |
| 2001年金額  | 547 (63.2%) | 313 (36.2%)   | 4.8 (0.6%) | 865 (100%)    |
| 2001年取引別 | 103 (81.7%) | 22 (17.5%)    | 1 (0.8%)   | 126 (100%)    |

出典: 国税庁『国税統計年報』2004年

いる。

非上場株式は、家族中心の運営、資本の零細性、自己の信用がまだ定立していないこと、企業主に対する行き過ぎた依存度、市場性がないこと、企業に対する情報不均等により、その換価が容易でなく、配当も不確実な財産に該当する。にもかかわらず、非上場株式を物納として許可するのは、納税義務者に便宜を提供するためである。

しかし、非上場株式は、物納後、企業価値が変動するために、特に非上場株式の価値が下落することになれば、国税の徴収確保という目的を達成できなくなる。物納により国家に帰属した非上場株式が、長い間売却されなかったり、物納後、会社の破産等の事実が発生することになれば、歳入目的上、困難な問題が生じるので、管理処分上不適当であるといえる。

実際、韓国資産管理公社が現在保有している物納非上場株式のうち29件は、物納後、売却手続進行中に当該会社に破産、和議(会社整理)、休眠会社等の事態が発生し、事実上税金回収が不可能なことが明らかとなっており、これら種目の平均保有日数は、927日であり、2年をはるかに越えており、最多41回、平均12回以上すでに公売を実施したが、売却されないで入札流れとなる等その管理処分が容易でないことが明らかになった<sup>16)</sup>。

このように、非上場株式の場合、その管理処分が容易でない状態であり、

[表 2] 物納非上場株式の保有形態別現況

(単位：件数，億ウォン)

| 区分   | 正 常   | 破 産 | 会社整理 | 休眠会社 | 合 計   |
|------|-------|-----|------|------|-------|
| 件 数  | 205   | 7   | 3    | 19   | 234   |
| 物納価額 | 4,880 | 16  | 30   | 236  | 5,162 |

(出典：国会議員李クンスク報道資料 www.kslee.or.kr, 2005.10.5)

納税者の便宜だけを考慮して、管理処分基準がない状況で物納要件を充足するすべての非上場株式を物納許可することは困難であろう。物納制度は、納税者に便宜を提供するけれども、国税徴収確保の目的という面も無視できないからである。非上場株式の物納許可時、当該非上場株式が国家に帰属する場合、管理が容易なのか、処分する場合処分が容易なのかを考慮しなければならない。ただし、そのような場合でも、非上場株式の管理処分が容易でないという理由だけでもって物納自体を許可しないのも、許可の限度を越える。

## 2. 現金納付者と公平性侵害

相続税もしくは贈与税を納付する場合、相続もしくは贈与した財産のうち不動産と有価証券の価額が、当該財産価額の2分の1を超えなかったり、相続税納付税額もしくは贈与税納付税額が1千万ウォンを超えない場合は、現金により納付しなければならず、相続税もしくは贈与税の法定納付期限までに税額を納付しなかったり、納付しなければならない税額よりも過少納付した場合は、その未納税額につき、納付日もしくは告知日まで1日当たり1万分の3の割合により納付不誠実加算税が加算される。反面、非上場株式を物納により納付することとなる場合、非上場株式の物納が許可されれば、納税義務者がその非上場株式を国家に交付し、その株式が譲渡されれば、その租税債務は消滅することになる。相続税もしくは贈与税の現金納付者と物納納付者間の課税の公平性の問題は、物納非上場株式の補足的評価方法による評価額と、韓国資産管理公社の売却価額の差に起因する。

すなわち、非上場株式に係る相続税および贈与税課税標準は、補充的評価方法による価額により算出され、現金納付者は現金により納付する一方、物納納付者は、非上場株式により納付することとなるが、公売価額と補充的評価方法による価額が同じ場合は、現金納付者と物納納付者との間に税負担の差は生じないが、公売価額と補充的評価方法による価額が同じでない場合は、実質的な税負担に差が生じる。

たとえば、発行株式総数が1万株である非上場株式会社の補充的評価方法による株式価額が1万ウォンの場合、相続税もしくは贈与税は、同じく5千万ウォンを納付することとなる（議論の便宜のため、超過累進税率が適用される場面を、50%の税率が課税されるものと単純化する）。この場合、現金納付者は、相続税もしくは贈与税納付期限までに、相続税もしくは贈与税額5千万ウォンを納付することになり、物納納付者は物納株式5千株を物納することになる。物納非上場株式の場合は、韓国資産管理公社での公売価額が1万ウォンの場合、物納納付者と同じく相続税もしくは贈与税額5千万ウォンを納付することとなり税負担に差はない。しかし、公売価額が1千ウォンの場合、物納する納税者は、相続税もしくは贈与税額として実質5百万ウォンを納付する結果となり、現金納付者が物納納付者よりも4500万ウォンも多く納付することとなる。一方、公売価額が2万ウォンの場合は、物納する納税者は、相続税もしくは贈与税額を実質1億ウォンを納付することとなり、現金納付者が物納納付者より1億5千万ウォン少なく納付する結果となる。

一般的に、非上場株式の価値を評価する際、時価が不明な場合は補充的評価方法により行ってきた。しかし、補充的評価方法を画一的に適用することにより、株式の実質価値を公正に評価できず、株式価値を高く評価したり低く評価するという問題がある。高く評価、すなわち補充的評価方法による評価結果が、実際価額より高く評価されたという研究には、李ジュンギョ・黄インテ・沈チュンジン（2000）<sup>17)</sup>、宋東燮・金成範（2000）<sup>18)</sup>、李愚澤・李光宰等（2003）<sup>19)</sup>等がある。

〔表3〕 現金納付者と物納納付者と税負担事例比較

(単位：株，ウォン)

| 区 分      | 公売価額<br>(1000ウォン) | 公売価額<br>(1万ウォン) | 公売価額<br>(2万ウォン) | 現金納付   |
|----------|-------------------|-----------------|-----------------|--------|
| 発行株式総数   | 10,000            | 10,000          | 10,000          | 10,000 |
| 補充的評価額   | 10,000            | 10,000          | 10,000          | 10,000 |
| 課税標準     | 1億                | 1億              | 1億              | 1億     |
| 税額(50%)  | 5,000万            | 5,000万          | 5,000万          | 5,000万 |
| 物納株式数    | 5,000             | 5,000           | 5,000           |        |
| 公売価額     | 1,000             | 1,000           | 20,000          |        |
| 実質負担額    | 500万              | 5,000万          | 1億              | 5,000万 |
| 現金納付との差異 | -4500万            |                 | +5,000万         |        |

これとは対称的に、低く評価、すなわち補充的評価方法による評価結果が、実際価額より低く評価された例として、金ウオングル(1996)<sup>20)</sup>、李恩尚・李ジュンギョ(1998)<sup>21)</sup>、金権重・朴泰承・李恩尚(1998)<sup>22)</sup>等がある。

最近、物納非上場株式に関する2001年から2005年8月までの韓国資産管理公社の売却現況を見れば、物納価額と売却価額の差は平均58.7%で、補充的評価方法による価額が、韓国資産管理公社による公売価額より過大に評価されている。現金納付者に比して、物納納付者等は58.7%に該当する相続税および贈与税を納付したことが明らかになっている。

高く評価されるか、もしくは、低く評価されるかについては、論議がありえるであろうが、補充的評価方法により現金納付者と物納納付者間の税負担の不公平が存在することを、上記研究と最近の資料で知ることができる。物納非上場株式の補充的評価方法による評価額と公売価額とに違いが生じる場合、補充的評価方法による相続税および贈与税を現金で納付した者と、物納で納付した者の間に税負担の不公平が発生することとなる。特に、補充的評価方法による評価額が、公売価額より高い時、現金納付者が、物納納付者等に比して、かなり税負担が高くなるという不公平が生ずる。

[表4] 年度別非上場株式売却現況

(単位:百万ウォン, %)

| 年度     | 件数 | 物納価額    | 売却価額    | 回収率  |
|--------|----|---------|---------|------|
| 2001   | 14 | 62,212  | 25,766  | 41.4 |
| 2002   | 3  | 27,355  | 24,034  | 87.9 |
| 2003   | 25 | 53,195  | 25,966  | 48.8 |
| 2004   | 11 | 20,897  | 17,862  | 85.5 |
| 2005.8 | 20 | 11,927  | 9,368   | 78.5 |
| 合計     | 73 | 175,586 | 102,996 | 58.7 |

出典: 国会議員李クンシク報道資料 www.kslee.or.kr, 2005年10月5日。

### 3. 時価認定の不合理性

非上場株式と関連する時価は、相続税および贈与税法第60条第1項の相続開始日もしくは贈与日現在の時価と、同法第63条および同法施行令第54条の補充的評価方法による評価額、同法第60条第2項および同法施行令第49条第1項の評価基準日前後6月(贈与は3月)の売買取引価額、公売価額がある。すなわち、非上場株式の時価には、評価基準日現在の時価、評価基準日前後6月(贈与は3月)の売買取引価額、公売価額があり、相続もしくは贈与時点の時価と売買価格額、公売価額がなかったり、その時価の算定が困難な場合、補充的評価方法による価額が時価と認定される。

物納非上場株式の公売価額とは、国税徴収法の規定により、韓国資産管理公社に委託し、入札もしくは競売の方法により行われる公売により決定される価格をいう。公売は、入札もしくは競売の方法により公売の対象になった財産を、買収人の自由競争により、最高価格により売却し、租税債権の充足を期する強制換価処分であり、公売価額は、非上場株式の時価と認定される。ところで、韓国資産管理公社において1999年1月1日から2004年3月31日の間に売却した非上場株式63件の売買現況のうち、競争入札の方式により売買が成立したのは、全体の39.7%(25件)にすぎず、残り60.3%は随意契約の方式により行われた。

随意契約は、売却対象資産を入札もしくは競売等の競争方法によらずに、

[表 5] 物納非上場株式の売却方法現況

(期間：1999.1.1～2004.3.31)

| 区 分     | 競争入札  | 随意契約  |
|---------|-------|-------|
| 件 数 63件 | 25件   | 38件   |
| 構 成 比   | 39.7% | 60.3% |

韓国資産管理公社が、買収人および売却代金を決定したうえで売却する契約であり、権利者の権益に重大な影響を及ぼすので、国税徴収法第62条<sup>23)</sup>において厳格に規定されている。非上場株式を随意契約により売却する時とは、1回公売後、1年間の間に5回以上公売しても売却されない時と、公売することが公益上適切でない時である。国税徴収法第74条第4項によれば、公売をしても入札流れとなったり、応札者がいない時は、売却予定価格の50%に該当する金額を限度とし、次の回から公売するたびに、売却予定価格の10%に該当する金額を減額して公売し、売却予定価格の50%に該当する金額まで減額して公売しても売却されない時は、新しく売却予定金額を定めて、再度公売できると規定している。したがって、売却予定価格の50%に該当する金額まで減額し、公売しても売却されない場合は、随意契約により売却できる。

韓国資産管理公社において競争入札により売買が成立した場合も、大部分が家族企業形態で運営される非上場法人の特性上、当該法人と関係のある者の入札参加により行われ、2回以上入札流れとなった後に、随意契約方式により売買が行われている。このような随意契約による公売価格は、正常取引により成立する客観的な交換価値を反映していない。

非上場株式の公売価格は、主観的な要素が排除された客観的なものとはいえず、その取引が一般的で正常なものとはいえず、非上場株式の具体的な現況により評価された交換価値を適正に反映していない場合が大部分である。

家族中心の閉鎖性、換金性が保障されないぐらゐの取引数量、取引頻度にとまなう市場性、企業情報入手困難による情報の不均等、会社に対する

経営権ないし支配権の有無等非上場株式が有する特徴のみならず、特殊関係者間の変則取引もしくは談合行為、不当な売買取引助長等が、その原因である。このような公売価額を時価として認める場合、租税回避しようとする誘引を提供すると同時に、租税回避を法的に保障し、これを悪用しようという問題が生じうる。

相続税および贈与税法施行令第49条第5項は、当該財産と面積、位置、用途および種目が同一もしくは類似の他の財産に係る売買取引価額、鑑定価額、補償価額、競売価額もしくは公売価額がある場合、時価とみなすと規定しているが、非上場株式の取引状況等を考慮することなく、種目が同一であったり類似の他の非上場株式の時価により認定し、非上場株式の実質価値が正しく反映されないという問題がある。

#### 4. 富の変則移転手段の悪用

2004年1月1日以後開始相続分贈与分から、相続税額贈与税額を物納した非上場株式等を、相続人、贈与者、受贈者もしくはその者と特殊関係者にある者が、低い価額により公売し、その公売価額により当該株式等と同一種目の株式を贈与し、贈与税を不当に減少させることを防止する目的により、このような公売価額は、時価と認定しないと規定された。しかし、いまだに、受贈者と特殊関係に該当しない者を介在させ、韓国資産管理公社から非上場株式を低い価格により再取得した後、その取得価格を時価とし、大量の株式を贈与する等の方法により贈与税等を回避する手段として利用する可能性がある。非上場株式を、相続税もしくは贈与税として物納し、物納非上場株式を、韓国資産管理公社から特殊関係者でない者が、低い価格により落札を受け、低い価格により公売価額が決定された後、相続もしくは贈与される可能性がある。

#### 5. 国庫収入の減少

納税義務者は、非上場株式につき、相続税および贈与税課税標準計算時

に補充的評価方法により評価し、非上場株式を物納により納付する。しかし、国家において適正価額により処分が困難な家族企業形態の非上場株式につき、一定の基準がない状況で物納許可が行われることにより、1999年1月1日から2004年3月31日の間に、韓国資産管理公社で物納された非上場株式を売却し回収した金額は、物納された金額1865億ウォン余りの51.0%に相当する951億ウォンにすぎず、事実上913億ウォン余りの国庫収入が減少した。

また、2005年5月1日現在、韓国資産管理公社で相続税および贈与税として物納され保有中の非上場株式は、合計3774億ウォンであり、今後、売却にともなう追加収入の減少が予想される<sup>24)</sup>。

しかし、これは、補充的評価方法による評価額と韓国資産管理公社の公売価額の乖離により生ずるものと、物納後の非上場株式の処分時期と管理

〔表6〕 資産管理公社の物納非上場株式の売却現況

(1999.1.1～2004.3.31)

| 売却件数 | 物納金額       | 売却金額     | 国庫収入減少額  |
|------|------------|----------|----------|
| 63件  | 1,885億余ウォン | 951億余ウォン | 913億余ウォン |

(出典：監査院『監査結果処分要求書』2004年12月)

の問題でもありうる。特に、補充的評価方法の評価額と公売価額の差による国庫損失の部分は、認識の差異であり、実質的な差異により発生する損失でないといえる。仮に、公売価額と補充的評価方法による評価額が同じ場合は、国庫収入の損失は発生しない。したがって、国庫収入の損失を最小化するには、補充的評価方法による評価額と公売価額の乖離を最小化し、非上場株式に対する一定の基準を準備する必要がある。

## ・非上場株式物納制度の改善方案

### 1. 物納非上場株式の公売価額の時価認定排除の妥当性有無

相続税および贈与税法第60条第2項は、時価とは、不特定多数の者の間

に自由に取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額と定め、収用価格、競売価格、公売価格および鑑定価格等大統領が決めるところにより時価と認められるものを含むと規定する。相続税および贈与税法施行令第49条第1項は、評価基準日前6月(贈与は3月)以内の期間中、一定の要件をそなえた収用、競売もしくは公売がある場合、その補償価額、競売価額もしくは公売価額を時価と認定し、評価基準日前6月(贈与は3月)以内の期間でなくても、より厳格な要件を満たせば、評価審議委員会の諮問を経て時価と認定できる。

ところで、相続税および贈与税法施行令第49条第1項第3号ただし書は、物納した財産を相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者が公売した場合、このような時価から完全に除かれることを明らかにしている。物納した非上場株式を低い価額により公売し、変則贈与する事例を防止するために、2003年12月30日(大統領令第18177号)により上記のただし書が導入されたのである。このような現行規定をめぐっては、変則贈与の問題を強調することにより、一定の者の範囲をなくし、公売価額自体を時価から排除する方法がありうるし、また、他の極端な方法としては、不特定多数者のうち誰でも公売できる公売の理論的特性を無視するものとみなし、現行規定自体が、納税義務者の財産権を侵害するものとして、違法ないし違憲問題までも提起することにより、ただし書条項を削除する方法がある。両者の見解から主張可能な根拠を整理すれば次のとおりである。

#### イ．公売価額時価認定排除を肯定する見解(第1案)

この見解は、物納非上場株式の場合、公売価額が不特定多数の者の間に合理的に取引される価格である市場価格としての役割が果たせない弊害が多いので、公売を通じた不特定多数の者の間の取引であっても、これを時価と認定するには困難が多いと判断する。物納非上場株式は、公売が実施されても市場性欠如という非上場株式の特性上、株式の取得を望む入札参加者がきわめて少数で制約的であり、公売価額が極めて低く決定されており、金銭納付者との公平性阻害、贈与の変則的手段等の問題点が生じてい

る。

また、当初、自由に取引が成立せず、補充的方法により相続税および贈与税を申告したが、評価基準日前6月（もしくは3月）以内の期間中、公売等により、納税義務者が意図しない状況下で公開競争の方法により公売価格が決定され時価と認定される場合、相続税および贈与税課税標準を再計算して、払い戻ししなければならない場合が発生しうる。

相続税および贈与税法第60条第2項において「第1項の規定による時価は、不特定多数の者の間に自由に取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額とし、収用・公売価格および鑑定価格等大統領令が定めるところにより、時価と認められるものを含む」と規定されている。公売価格の場合は、無条件時価と認定されるのではなく、大統領令が定めるところにより、一定の要件を充足した公売価格の場合を時価と認定すると解釈できる。この見解によれば、公売した者が、税収損失をもたらす可能性が高い「相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者」である場合、時価と推定される公売価格から排除されるのが当然だと思われる。

公売価額の時価認定時、問題点を上記のように見る場合も、公売価額すべてを時価排除するのか、でなければ、一定の要件により区分して排除するのかについては見解が分かれる。また、時価排除すれば、公売された場合の非上場株式の評価はどのようにするのか、たとえば補充的評価方法を適用するのかについても検討する必要がある。これについては、後述する。

#### ロ．公売価額時価認定排除を否定する見解（第2案）

この見解は、物納非上場株式の場合、時価算定時の問題は公売価額だけの問題ではなく、競売等でも生ずる問題なので、公売価額だけを別途取扱うのは妥当でないと判断する<sup>25)</sup>。その根拠としては、一般的に公売は国税徴収法により行われるが、民事執行法上の競売と同じ手続と方法により行われることにより、公売において入札参加に制限がなく、公開市場と判断できる場所において、不特定多数の者の間に公売が適法に実施される限り、落札価格決定に主観的な要素が介入する余地がないし、自由な雰囲気では

格が決定される。また、公売が実施される場合に、公売物の落札値は入札参加者の競争により決定されるが、特別な事情がない限り、通常の実際売買価格額であると考えられる価額より低い価格で落札する。不動産の場合は、公売価額を時価と認定するのになんら疑問もないが、非上場株式の場合に限り、合理的な理由もなく時価と認定しないならば、法適用において公平さに欠け、課税庁の恣意が介入して課税される可能性がある。公売価額は、課税庁や納税者のいずれか一方が意図的に作り出した取引価額ではなく、国税徴収法の規定により公開入札を通じて客観的に自然に形成された価額なので、特別な事情がない限り、客観的な交換価値であるから時価であると判断しなければならないというものである。

#### 八．小括：第1案

公売とは、国税徴収法の規定により、韓国資産管理公社に委託し入札もしくは競売<sup>26)</sup>の方法により行われることをいう。すなわち、非上場株式の物納者と物納される者が直接取引するのではなく、韓国資産管理公社という国家公共機関が介在する。したがって、取引自体の構造だけをみれば、私人が任意に物納時、非上場株式の価額を高く設定し物納した非上場株式を安く取引するという事は可能でない。公売価額は「ある特定時点における物の価格であり正常取引によって成立する客観的な交換価値」としての時価と認定される要素を十分に持っている。大法院判例が提示した4種類の細部的な要件、すなわち )主観的な要素が排除された客観的なものでなければならない、 )取引により形成されたものであるべきで、 )その取引は一般的で正常なものでなければならない、 )その基準時点の財産の具体的な現況により評価された交換価値を適正に反映したものでなければならないという要件を充足できる。

しかし、このような細部的な要件を充足するか否かは、実際の取引を検討してみなければならない。韓国資産管理公社により、公売された物納非上場株式の取引現況では、物納した非上場株式の価額と公売価額との間に差が大きく生じていることは、統計資料を通じてすでに検証した。物納し

た非上場株式の価額が時価として要件を備えていたとすれば、後者は時価として要件を備えられなかったと判断される可能性が高い。物納時点と公売時点の時差により発生する時価変動の幅を考慮してみてもそうである。

現行相続税および贈与税法施行令第49条第1項第3号ただし書において、公売価額のうち一部を時価から除くと規定するのも、このような要件を充足できない蓋然性が高い特殊な場合を想定したからである。しかし、時価としての要件、特に財産の具体的な現況により評価された交換価値を適正に反映しているかの有無について、公売した者が相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者の場合、無条件にこれを否定することが妥当か否かは再考してみる必要がある。

相続税および贈与税法施行令第49条第1項第1号において、売買事実がある場合であっても、その取引価額が特殊関係にある者との取引等その価額が客観的に不当であると認められる場合を除くとしているが、特殊関係者との取引について、それ自体を時価認定を否定する例としては、全く新しい立法ではない。

交換価値を適正に反映したかどうかは、特殊関係者との取引自体により決定されなければならないということではない。特殊関係者間では、取引価格が操作される可能性が常にあるので、行政庁は、取引価格が、一応の時価と違うことを立証すれば良い。立証の転換の問題として解決しなければならないだろう。特殊関係にもかかわらず、両者の取引価格が時価という点は、納税義務者が立証しなければならない。

不特定多数ではなくても、特殊関係がない者の間で取引価格の操作なく合意した価格であるならば、取引価格が時価と判断しなければならない<sup>27)</sup>。取引当事者の間に特殊関係がないならば、どのような事情により取引価格が操作されたのかという点については、行政庁が立証しなければならない。このような立場から見れば、現在公売した者が、相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者の場合は、無条件に時価を否定することは妥当でないといえる。時価と認定できる余地を残さなければならない。

また、特殊関係者間の公売を通じた税収損失分については、租税連脱罪の問題により一部解決できるだろう。公売、競売、収用の場合を、時価認定時と別に取扱うのも妥当でない。結論をいえば、現行の公売した者が、相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者の場合、時価を排除する相続税および贈与税法施行令第49条第1項第3号ただし書は改正を要する。公売だけでなく競売、収用の場合も同様に取扱わなければならないという点、現在、公売した者が相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者の場合にも時価と認定できる余地を残さなければならないという点を考慮すれば、「ただし、法第73条の規定により、物納した財産を相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者(第19条第2項各号の1の関係にある者をいう。この場合第19条第2項中「株主等1人」は「相続人等」とみなす)が、収用、競売もしくは公売した場合は、当該補償価額、競売価額もしくは公売価額が客観的に不当であると認められる場合には、これを除く」に、規定が変更されるのが妥当である。この見解は、公売価額の一部を時価から除くという点では第1案に近い。

## 2. 物納非上場株式の公売価額の時価認定除外の具体的な方法

上記において、現行の公売した者が相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者の場合、時価から除くとする相続税および贈与税法施行令第49条第1項第3号ただし書は改正を要するという見解を明らかにした。公売価額の時価認定を一部排除する方法を提示したという点で公売価額時価認定排除を肯定する見解に近い。しかし、物納非上場株式の公売価額時価をどの程度否定するのかについては論議がありうる。

### イ. 物納非上場株式の公売価額時価認定自体を全部否定する方案(第1案)

現在、相続税および贈与税法施行令第49条第1項第3号ただし書において、公売した者が相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にあ

〔表7〕 公売価額時価認定排除を肯定する見解にともなう改正案

|   |
|---|
| <p>現行法</p> <p>相続税および贈与税法施行令第49条【評価の原則等】 法第60条第2項で「収用・公売価格および鑑定価格等大統領令が定めるところにより時価と認定されるもの」とは、評価基準日前後6月（贈与財産の場合には3月とする。以下この項で「評価期間」という）以内の期間中、売買・鑑定・収用・競売（民事執行法による競売をいう。以下この項において同じ）もしくは公売（以下この項において「売買等」という）がある場合の次の各号の1の規定により確認される価額をいう。ただし、評価期間に該当しない期間中に売買等がある場合も、評価基準日から第2項各号の1に該当する日までの期間中に、株式発行会社の経営状態、時間の経過および周囲環境の変化等を考慮し、価格変動の特別な事情がないと認められる時は、第56条の2第2項の規定による評価審議委員会の諮問を経て当該売買等の価額を次の各号の1の規定により確認される価額に含められる。</p> <p>1. 2.（省略）</p> <p>3. 当該財産に対する収用・競売もしくは公売の事実がある場合は、その補償価額・競売価額もしくは公売価額。ただし、法第73条の規定により、物納した財産を相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者（第19条第2項各号の1の関係にある者をいう。この場合第19条第2項中「株主等1人」は「相続人等」とみなす）が、公売した場合には、当該公売価額は、これを除く。</p> <p>（省略）</p> |
| <p>改正案</p> <p>第49条【評価の原則等】（現行と同じ）</p> <p>1. 2.（現行と同じ）</p> <p>3. 当該財産に対する収用・競売もしくは公売事実がある場合は、その補償価額・競売価額もしくは公売価額。ただし、法第73条の規定により、物納した財産を相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者（第19条第2項各号の1の関係にある者をいう。この場合第19条第2項中「株主等1人」は「相続人等」とみなす）が、収用、競売もしくは公売した場合は、当該補償価額、競売価額もしくは公売価額が客観的に不当であると認められる場合は、これを除く。</p> <p>（省略）</p>  |

る者の場合にのみ時価認定から除くとしている。公売した者が相続人・贈与者・受贈者と特殊関係に該当しない者の場合も、公売を通じて、物納時非上場株式の価格と公売価額との差額の税収損失の危険性から完全に抜け出すことができないのであれば、税収損失の危険性のために、相続税および贈与税法施行令第49条第1項第3号ただし書において、特殊関係にある者の場合のみならず、特殊関係に該当しない者の場合も時価認定から除いてこそ公平さを保てると考える余地がある。

ロ．物納非上場株式の公売価額中一定の要件を充足できない場合時価から除外する方案（第2案）

公売価額のうち時価としての要件を充足できなければ、これを時価から除くべきだという立場である。いかなる場合に時価としての要件を充足できなかったかについては、さまざまな議論が可能である。私見ではあるが、物納非上場株式の公売価額の時価排除認否に関する論争において、時価排除を認めながらも、すべての物納非上場株式の公売価額を時価から除くべきではないことを明らかにしたことがある。その核心は、公売価額が「客観的に不当であると認められる場合」に該当する場合とは何なのかに対することであるだといえよう。物納非上場株式の公売価額は、該当企業の特種関係者でないにせよ、談合入札等非正常的な方法により取引が行われるとしても、これを不公正に取引が行われたことを立証するのは困難なことから、価格決定に参加した者らが談合をする等違法行為を行ったことが明らかになった場合に限って、その価額を時価とは認められない例外とする。

また、韓国資産管理公社から公売手続を経ても、国税徴収法第62条に定めた事由に該当し、最終的に随意契約により売買価格額が定められた場合は、正常な取引により客観的な交換価格を意味する時価の定義に合わないもので、その価額を時価とみなせないであろう。

ハ．物納非上場株式の公売価額中一定の要件を充足した場合にも時価から除外する方案（第3案）

公売価額のうち時価としての要件を充足した場合であっても、一定の場合、この取得価額を時価の範囲から除くという立場である。相続もしくは贈与財産の対象になる株式の数が、韓国資産管理公社から取得した株式数より多い場合、取引頻度等を考慮して上記の取得価額を時価の範囲から制限しようというのである。

## 二．小 括：第2案

物納非上場株式の公売の場合、その公売価額が客観的に不当であると認められる場合を実例から探するのが困難だとしても、物納非上場株式が、公売を通じて行われたたという理由だけでもって、物納した者が相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者であっても、また、そのような特殊関係にある者でない者の場合も、すべて「ある特定時点における物の価格で正常取引によって成立する客観的な交換価値」としての時価であると判断するのは困難であろう。物納非上場株式の公売の場合、すべて公売価額が客観的に不当であると判断するのも困難であると思われる。すなわち、第1案を受け入れることは難しい。

公売の場合、通常の個人間の売買より低い価格で取引されるのは、公売時、買収人の公売対象資産に対する情報の不足、公売にともなう取引に対するなじみのうすさ等公売市場が物件の交換市場として完全に成熟していないことも影響を及ぼすと見られる。公売価額が通常の市場価額より低く取引されるということだけを理由にして、無条件に公売価額が客観的に不当であるとすれば、物納非上場株式だけでなく、他の公売対象資産の時価もすべて否定しなければならないという問題が生じうる。物納非上場株式の場合に、特に価格下落の問題が深刻なので、このような極端な措置を採るならば、非上場株式を物納の許可対象から除くか、他の極端な措置も可能となるう。

しかし、物納の許可対象から非上場株式を除けば、取引がうまくいかない財産を低い価額により急いで処分するよう納税義務者に強要する結果をもたらずこととなるので、この方法は現実的には妥当ではないだろう。

結局、公売価額そのものを時価否定したり、非上場株式を物納の対象として許可しないという両極端の方法を採るのではなく、その中間点を探らなければならないだろう。第2案が妥当である。問題は、時価が排除される公売価額が、「客観的に不当であると認められる場合」に該当する場合とはどのような場合であり、これを相続税および贈与税法施行令第49条第1項第3号ただし書や別途の規定で明示するかである。公売した場合は、公売した者が相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者の場合、当該公売価額が客観的に妥当であるということを公売した者が立証しなければ時価から除かれると判断するのが妥当である。公売した者が相続人・贈与者・受贈者と特殊関係でない者の場合は、課税庁が当該公売価額が客観的に妥当でないということを立証してこそ公売価額を時価から除けるだろう。公売時価決定に参加した者らが談合をする等違法行為を行ったことを課税庁が立証する場合は、公売価額が客観的に妥当でないということを立証した場合といえよう。

国税徴収法第62条に定めた事由に該当し、最終的に随意契約により売買価格額が決められた場合も、時価と認定されない例として挙げることができるが、( ) 随意契約によらなければ売却代金を滞納処分費に充当しても残余が生ずる余地がない時、( ) 腐敗、変質もしくは減量しやすい財産で、早く売却しなければその財産価額が減損する恐れがある時、( ) 差し押さえた財産の推測価格が1千万ウォン未満である時、( ) 法令により所持もしくは売買が規制された財産である時、( ) 第1回の公売後、1年間に5回以上公売しても売却されない時、( ) 公売することが公益上適切でない時のうち、物納非上場株式の場合に適用できるのは、「第1回の公売後1年間5回以上公売しても売却されない時」であるといえる。このような具体的な事例を表示すれば、公売価額が客観的に不当であると認められる場合をより具体的に知ることができるであろう。

しかし、当該公売価額が客観的に不当であると認められる場合、その事例を法令に規定するよりは、多少広範囲な範疇として表現する方が、時価

に対する恣意的な回避の量産を防ぐ方法になるものと見られる。一方、公売価額に対する時価認定排除の可否について、施行令に規定するのがいいのかどうかは検討してみる必要がある。時価の定義と時価の算定方法に対する方法を、施行令でない法律次元で規定するのが、法律を通じても時価と認定される場合と、時価が認められず補充的方法が適用される場合をより明確に知ることができるという点で望ましいであろう<sup>28)</sup>。

公売価額が「客観的に妥当であると認められる場合」、公売価額をそのまま時価と認定すれば、相続もしくは贈与財産の対象になる株式の時価は高く、物納後、公売価額は低い場合であっても、相続もしくは贈与財産として株式の時価と公売価額の差額をそのまま認めなければならないのかという疑問を挙げることができる。相続もしくは贈与时、相続もしくは贈与財産である非上場株式の時価により相続税もしくは贈与税が賦課され、このような税負担を、相続もしくは贈与財産の一部である非上場株式により物納し公売される時、その物納非上場株式が前より低い価格で取引され、その取引株式数も相対的に少ない場合、はるかに多くの非上場株式の価額によるようにするのが妥当ではないかという疑問から始まるといえる。しかし、相続もしくは贈与税計算時と、物納後公売時には時間差があり、一般取引市場とは異なった公売という特性上、価格が低く設定されるという点を考えれば、価格変動がありえるし、そのような価格変動があるという理由だけでもって、物納後、公売時の公売価額が客観的に妥当であると認められる場合にも時価と認定しないのは妥当でない。第3案は受け入れがたい。

### 3. 物納非上場株式の補充的評価方法の基準

上記において、物納非上場株式の場合、相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者が、収用、競売もしくは公売した場合は、当該補償価額、競売価額もしくは公売価額が客観的に不当であると認められる場合は時価から除くという立場が妥当であるとの検討を加えた。この立

場では、公売した者が、相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者の場合、当該公売価額が客観的に妥当であるということを、公売した者が立証しなければ時価から除かれ、公売した者が相続人・贈与者・受贈者と特殊関係にない者の場合は、課税庁が、当該公売価額が客観的に妥当でないということを立証してこそ、公売価額が時価から除かれる。

立証の問題があるが、公売価額の場合にも時価が認められないこともあり、このような場合、物納非上場株式をどのように評価するかが問題となる。韓国資産管理公社の実例で見れば、時価から除かれる場合が多いと見られ、そのような場合、非上場株式の評価方法が、現在問題と指摘される税収欠損の幅を減らせる決定的基準になるであろう。物納非上場株式の評価額と公売価額の差額を、公売した者が贈与したとみなせば、税収欠損の幅を新しい贈与税賦課で埋めることができる。現行の相続税および贈与税法第2条第3項において、「その行為もしくは取引の名称・形式・目的等にかかわらず、経済的価値を計算できる有形・無形の財産を他人に直接もしくは間接的な方法により、無償で移転（顕著に低い代価により移転する場合を含む）すること、もしくは、寄与することにより他人の財産価値を増加させること」を、贈与税の課税となる贈与とみなすので、このような解釈が可能になった。現行相続税および贈与税法第60条第3項において、時価算定が困難な場合は、当該財産の種類・規模・取引状況等を考慮し、第61条ないし第65条に規定された方法により評価した価額によるとしており、非上場株式の補充的评价方法として同法第63条に規定を置いている。しかし、資産価値と収益価値を加重平均し、一律的に定める現行の非上場株式の評価方法は、非上場株式の実際価値の推定値にかかわらず、真の価値を表せていないとされており、望ましい非上場株式の評価方法をめぐって研究が続いている<sup>29)</sup>。本稿において、従来の非上場株式の評価方法を大々的に変更する新しい方式を提示しようとするのではない。物納非上場株式の補充的评价方法の場合、相続税および贈与税法第63条の非上場株式の補充的评价方法を、そのまま適用するの否かに焦点を合わせる。

イ．純損益価値と純資産価値の加重算術平均方式適用の妥当性有無

現行の相続税および贈与税法上、非上場株式の補充的評価方法は、純損益価値と純資産価値を各々3対2の比率（不動産過多保有法人の場合には2対3の比率）により加重算術平均した価額によるので、評価基準日以前2月以後2月（合計総4月）間に公表された毎日の韓国証券取引所最終相場額の単純平均額による韓国証券取引所で取引される上場株式の補充的評価方法と大きな違いを見せている。非上場株式は、有価証券市場で取引された実績のない株式なので、評価の客観的基準が明らかでなく、非上場株式の評価に関する内容が数回変更されて現在に至っており、現行の規定も完全なものであると判断するのは困難である。

物納非上場株式の場合、公売価額が時価として認められず、このような不完全な評価方法を補完するのに、通常純損益価値と純資産価値の加重算術平均方式適用を排除するかどうかを検討することができる。通常非上場株式の場合も、このような加重算術平均方式が常に適用されるのではない。非上場株式が、（ ）相続税および贈与税課税標準申告期限内に評価対象法人の清算手続が進行中である場合や、事業者の死亡等により事業の継続が困難であると認められる場合の法人の株式、（ ）事業開始前の法人、事業開始後3年未満の法人と休・廃業中にある法人の株式、（ ）評価基準日が属する事業年度前3年内の事業年度から継続して、法人税法各事業年度に属するか属することとなる損金の総額が、その事業年度に属するか属することとなる益金の総額を超える欠損金がある法人の株式等の場合は、純資産価値により評価できる（相続税および贈与税法施行令第54条第4項）。物納非上場株式の場合、その対象法人が上記の要件に該当する場合、純資産価値で評価できるので、このために別途規定をおく必要はない。

ロ．現行最大株主保有株式の割増評価の妥当性有無

最大株主保有株式の割増評価については、株式の上場の有無に関係なく、最大株主の株式保有率と企業の中小の有無により、最大株主持分率が50%以下である場合には割増率20%（中小企業の場合には10%）、最大株主持

分率が50%を超える場合は割増率30%（中小企業の場合には15%）の適用を受ける（相続税および贈与税法第63条第3項）。企業会計基準等に関する解釈<sup>30)</sup>によれば、経営権に重大な影響力、すなわち、財務もしくは営業に関する意志決定に実質的な影響を及ぼせる能力として、直・間接的に議決権ある株式の20%以上を保有する場合、明白な反証がある場合を除く他は、重大な影響力があるとみなすと規定している。このような影響力を反映して、割増率を認めたものとみられる。ところが、経営権のプレミアム割増率を、すべての状況で画一的に適用するのは、企業の実質的価値を評価する際にむしろ問題となる。経営権プレミアムは、最大株主が企業を支配する場合に享受できる特典価値といえる。経営権プレミアムの価値は、会社の規模、業種、財産状態、経営実績、将来の展望、社会の信任度、評価時期、経営陣の能力と指向、成長の有無等により異なるし、経営権プレミアムの移転は常に行われるものではなく、株式を受けとる相手方とその数量により変わる。

一方、非上場株式の場合、基本的に閉鎖会社であるために、株主間株式取引は極めて限定的にのみ行われ、大部分経営権を伴った取引をしており、上場株式と同じ基準を使用するには無理がある。経営権を伴わない取引もありうるが、物納後、公売手続で物納申請した者と特殊関係にある者が、非上場株式を公売するのは、経営権を念頭に置かずに行われると考えるのは困難である。非上場株式の公売は、経営権を念頭に置いた取引なので、すでに公売価額に経営権プレミアムが反映されており、別に割増率というものを置く必要がないともいえる。割増評価が除外される売買事例価額のように、経営権プレミアムが取引時含まれる場合には、その公売価額が時価として認められなければならないであろう。

物納非上場株式を公売する場合、経営権プレミアムを得ようとするものが明らかであり、当該公売価額が客観的に不当であると認められ公売価額が時価と認められない場合、このような非上場法人に、中小企業として割増率緩和を政策的に排除することがより妥当である。このような結論が受

当なのかを判断するために、現行中小企業割増率緩和制度が導入された経緯をみれば次のとおりである。

1986年12月31日、旧相続税法施行令（大統領令第12038号）改正時、時価が不明な非上場株式を評価する場合、支配株主はその評価額を、被支配株主は、その評価額の90%の基準により課税したことがある。市場性がない点を考慮したのである。それ以後、1992年12月31日、旧相続税および贈与税法施行令（大統領令第13801号）改正により、支配株主の株式についてのみ、その評価額の10%を加算した金額を評価額とし、被支配株主の株式は、その評価額を基準に課税することとした。商慣行上、支配株主が事実上会社に対する支配力を有しており、支配株主の所有株式が一般株主所有株式より10%高く評価されていたのを反映したものである。1999年12月28日、相続税および贈与税法改正時、持分率により割増率を適用し、2002年12月18日、相続税および贈与税法改正時、持分率が50%を超え30%割増率の適用を受ける企業が、通常中小企業なので、中小企業が大企業に比べて、相対的に不利な問題を是正するために中小企業の場合の割増率を低くした。通常の中小企業の場合、割増率にともなう不利益を緩和するための現行制度であれば、物納非上場株式の時価が否定される場合である特別な場合の中小企業の場合は、政策的目的により割増率にともなう不利益緩和を認められないこともあるであろう。

物納非上場株式の時価が認められる場合、割増率はどうなるのかについても争いがありうる。時価と認定される場合、割増評価が除外される売買事例価額がある株式と同じように、経営権プレミアムがすでに含まれたとみなして割増評価を認めないのが妥当である。ただし、現行相続税および贈与税法第63条第3項、同法施行令第53条第5項には、公売価額の場合、割増評価が除外される場合に挙げておらず、現行法上では割増評価の適用を受けると解釈される。

#### 八．物納非上場株式の補充的評価方法基準の単純化方案

物納非上場株式の最も大きな問題点は、補充的評価方法による評価額と

[表8] 物納非上場株式の時価不認定時中小企業割増率緩和排除に  
ともなう改正案

|   |
|---|
| <p>現行法</p> <p>相続税および贈与税法第63条【有価証券等の評価】 (省略) 第1項第1号および第2項の規定を適用する際に、大統領令が決める最大株主もしくは最大出資者およびその者と特殊関係にある株主もしくは出資者(以下この項で“最大株主等”という)の株式等(評価基準日が属する事業年度前3年以内の事業年度から継続して、法人税法第14条第2項の規定による欠損金がある法人の株式等大統領令が決める株式等を除外する)については、第1項第1号および第2項の規定により評価した価額に、その価額の100分の20(大統領令が定める中小企業の場合は、100分の10とする)を加算するが、最大株主等が、当該法人の発行株式総数等の100分の50を超えて保有する場合は、100分の30(大統領令が定める中小企業の場合は、100分の15とする)を加算する。この場合、最大株主等が保有する株式等の計算は、大統領令に定める。(省略)</p> |
| <p>改正案</p> <p>(現行と同じ)</p> <p>……第1項第1号および第2項の規定により評価した価額に、その価格の100分の20(第2項第1号口目の場合で、第60条第2項に該当しない場合を除き、大統領令が定める中小企業の場合は、100分の10とする)を加算するが、最大株主等が、当該法人の発行株式総数等の100分の50を超えて保有する場合は、100分の30(第2項第1号口目の場合で、第60条第2項に該当しない場合を除き、大統領令が定める中小企業の場合は、100分の15とする)を加算する。この場合、最大株主等が保有する株式等の計算は、大統領令に定める。</p> <p>(現行と同じ)</p>   |

公売価額の乖離に求めることができる。補充的評価方法による評価額が、公売価額より大きい場合、現金納付者との租税負担の公平性が害される。

1998年1月1日から2005年8月31日の間、韓国資産管理公社の国税物納非上場株式売却の内訳を見れば、延べ92件の公売があったが、物納金額は2150億2282万7千ウォン、売却予定価額が1737億1969万2千ウォン、売却金額が1178億4949万ウォンであった。韓国資産管理公社は、売却予定価額は「政府所有株式売却価格算定諮問委員会」<sup>31)</sup>で決定した売却予定価額にしたがった。ところが、売却金額が物納金額の54.8%にすぎず、売却代金は売却予定価額の67.8%に該当する。これを被乗数を変えて表現すれば、

[表 9] 物納非上場株式の時価認定時割増率排除にともなう改正案

|   |
|---|
| <p>現行法</p> <p>相続税法施行令第53条【協会登録法人の株式などの評価など】<br/>～（省略）</p> <p>法第63条第3項における「大統領令が定める株式等」とは、次の各号の1に該当する場合の当該株式等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評価基準日前後6月（贈与財産の場合は3月とする）以内の期間中、最大株主等が保有する株式等が、全部売却された場合（第49条第1項第1号の規定に適合した場合に限る）。</li> <li>2. ～6.（省略）</li> </ol>   |
| <p>改正案</p> <p>相続税法施行令第53条【協会登録法人の株式などの評価など】<br/>～（現行と同じ）</p> <p>法第63条第3項における「大統領令が定める株式等」とは、次の各号の1に該当する場合の当該株式等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.（現行と同じ）</li> <li>2. ～6（省略）</li> <li>7. 最大株主などが保有する株式などが、すべて収用、競売もしくは公売された場合（第49条第1項第3号の規定に適合した場合に限る）。</li> </ol> |

物納金額は売却代金の182.4%で、売却予定価額は147.4%ということになる。物納金額が補充的評価方法によったのか、時価によったのかは明らかではない。売却代金の場合にも時価が否定された場合なのかについても明らかでない。明らかなのは、物納金額と売却金額とに差が生じており、この差を狭めなければならないということである。物納金額が高く設定されたのか、売却代金が低く設定されたのかは、考え方による。売却代金が客観的交換価値として認められる場合で、物納時点と物納非上場株式の売却時点間で、非上場株式の価格の騰落が激しくないという場合、売却代金が時価であり、物納金額は売却代金の182.4%で時価の約1.8倍も高く評価されたと見られる。これに反して、物納金額が客観的交換価値として認められる場合で物納時点と物納非上場株式の売却時点間で、非上場株式の価格の騰落が激しくないという場合、物納金額が時価で売却代金は物納金額の

67.8%であり、低く評価されたと見られる。物納金額が非上場株式の補充的評価方法により、すなわち、物納非上場株式の評価が補充的評価方法によらなければならない場合(すなわち時価が否定される場合)、後者を前者の価額によるようにする方法を検討してみることができる。純損益価値と純資産価値の加重算術平均方式による計算が容易ではなく、現行の非上場株式の補充的評価方法が、真の株式の価値を低く評価もしくは高く評価しているとの批判を考慮すれば、採択することは全く不可能ではない。ただし、実際には、非上場株式の公売の場合、1年以内の時間を必要としており、非上場会社の場合、相続人もしくは贈与者が会社から手を引いた後、その会社株式の価値が落ちるのが通常なので、物納非上場株式の時価が否定されるとすれば、物納時点の補充的評価方法にともなう価額をそのまま使うよう義務化してはならず、物納された者が選択できるようにすることが妥当である。

#### 4. 時価と補充的評価方法の選択的使用可能有無

1996年12月30日の相続税および贈与税法が全面改正されるまでは、時価主義に関する原則を旧相続税法に規定し、時価の算定が困難な場合は、補充的評価方法を旧相続税法施行令に規定し、通則では時価の範囲および時価とみなす範囲を規定していた。上位法優先の原則により時価を優先的に適用し、時価算定が困難な場合、施行令により補充的評価方法を適用すると規定していた。しかし、相続税および贈与税法の全面改正により、相続税および贈与税法第60条第1項は時価評価規定を、同法第60条第2項は時価の意義を、同法第60条第3項は補充的評価規定を並列的に規定しているので、時価評価が原則であるとみることができず、補充的評価方法という用語の代わりに法定評価方法という用語を使用すべきだという主張がある<sup>32)</sup>。

判例は、時価の算定が困難で補充的な評価方法を選択しなければならないかかったという点に関する立証責任は、課税処分 of 適法性を主張立証する責

任を負った課税庁にあると判示することにより<sup>33)</sup>、補充的評価方法の適用要件とその立証責任について課税庁に厳格に解釈することを課している。したがって、時価と補充的評価方法の適用は、選択事項というよりは、基本的に時価評価を原則とするものの、時価算定が困難な場合に限って補充的評価方法を適用しなければならないことになる。補充的評価方法により相続税および贈与税の課税標準を算出し、物納過程で公売価格が時価と認定される場合の問題は、公売価格が時価と認定される範囲を制限することによって問題を一部解決できる。補充的評価による価額より公売価額が高い場合であっても、公売価額が時価と認定されれば公売価額により、公売価額が時価と認定されないならば公売価額との多寡に関係なく補充的評価方法により、物納非上場株式の評価をしなければならないだろう。

## ・ 結 語

今まで、物納非上場株式の公売に関する現行規定と問題点および改善方案について検討した。相続もしくは贈与の対象になった非上場株式が、物納により課税庁に引き渡され、課税庁は、これをまた現金化する過程で、課税庁が受けとった時の非上場株式の価格と売却する時の価格とに著しい差が生じる場合、非上場株式の管理处分基準不備、現金納付者との公平性侵害、時価認定の不合理性、富の変則移転手段悪用、国庫収入の減少等が問題点と指摘される。これを改善するための方法のうち次のような論点を考えてみることができる。

第一に、物納非上場株式の公売価額の時価認定から除くのが妥当か否かである。時価認定から除くことを可能にしなければならない。現行の公売した者が相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者の場合、時価から除くとする相続税および贈与税法施行令第49条第1項第3号ただし書は改正を要する。公売のみならず競売、収用の場合も同様に取り扱わなければならないという点、現在、公売した者が相続人・贈与者・受

贈者もしくはその者と特殊関係にある者の場合も時価と認定できる余地を残さなければならないという点を考慮すれば、「ただし、法第73条の規定により、物納した財産を相続人・贈与者・受贈者もしくはその者と特殊関係にある者(第19条第2項各号の1の関係にある者をいう。この場合第19条第2項中「株主等1人」は「相続人等」とみなす)が、収用、競売もしくは公売した場合、当該補償価額、競売価額もしくは公売価額が客観的に不当であると認められる場合は、これを除く」と規定を変更するのが妥当である。

第二に、物納非上場株式の公売価額の時価認定をどのように除くかについてである。物納非上場株式の公売価額のうち一定の要件を充足できない場合、時価から除くのが妥当である。

第三に、物納非上場株式の補充的評価方法の基準についてである。純損益価値と純資産価値の加重算術平均方式はそのまま適用する。現行の最大株主の保有株式割増評価に関する非上場法人に、大企業とは異なる中小企業として、割増率緩和を政策的に除外することが妥当である。物納非上場株式の時価が認められる場合、割増評価をしないことが妥当であるが、現行法のもとでは割増評価をせざるを得ない。物納金額が非上場株式の補充的評価方法による場合、すなわち、物納非上場株式を補充的評価方法によらなければならない場合(すなわち時価が否定される場合)に後者を前者の価額に選択的に従わせる。

第四に、時価と補充的評価方法の選択的使用可能有無についてである。時価が認められる場合、補充的評価方法を選択的に使用できない。補充的評価方法が公売価額より高い場合も同様である。

- 1) 本論文は、2006年2月9日大統領令第19333号により改正される以前の相続税および贈与税法施行令に基づくものである。
- 2) 姜仁崖「租税の物納制度」『弁護士』17頁第21号ソウル地方弁護士会1991年。
- 3) 黄厦周「物納制度とその問題点」253頁『韓国租税研究』第8巻1992年。
- 4) 有価証券協会登録規定第4条、有価証券上場規定第4条。
- 5) 賃借人が毎月の家賃を支払う代わりに、賃貸人に渡す保証金をチョンセという。チョン

## 韓国の非上場株式の物納に関する研究(朴)

セを渡すことにより、渡した者はチョンセ権を有する。チョンセ権とは、不動産を占有し、使用・収益する権利をいう。(訳者注)

- 6) 財政經濟部財産46014-132, 2005.5.3.
- 7) 大法院 1995.7.28, 94㉔15820.
- 8) 旧相続税法基本通則38...9(時価の定義)令第5条第1項における“時価”とは、課税時期における各々の財産の現況により、不特定多数の者の間に自由に取引される場合に通常成立すると認められる価格をいう。
- 9) 旧相続税法基本通則39...9(時価とみなす範囲)次の各号の1に該当する場合は、これを令第5条第1項に規定する時価とみなす。
  1. 相続開始日前後6月内に公信力ある鑑定機関の鑑定評価があり確認される場合。
  2. 相続開始日前後6月内に相続財産に係る売買事実があり、その取引価額が確認される場合。
  3. 相続開始日前後6月内に土地収用等により相続財産に係る補償価額があつて確認される場合。
  4. 相続開始日前後6月内に建物の新築価額が確認される場合。
- 10) 8)大法院 2001.8.21, 2000㉔5098等。
- 11) 時価と認定される場合か、補充的評価方法と認定される場合かが争われる事例において、このような困難を推察できる。このような実際の事例については、李昌熙・朴薫「新株引受権付社債を利用した贈与と非上場株式の評価方法」86-94頁 B F L 第11号ソウル大学校金融法センター2005年5月参照。
- 12) 金斗炯「相続税および贈与税法上非上場株式の公売価格と時価」45頁『租税研究』第3集韓国租税研究フォーラム2003年9月。
- 13) 大法院 2001.8.21, 2000㉔5098。
- 14) 李愚澤・金テシク「非上場株式の評価方法に関する研究 類似上場会社株式との比較評価」144頁『税務学研究』第22冊第3号韓国税務学会2005年9月。
- 15) 大法院 1995.7.28, 94㉔15820。
- 16) 最近、韓国資産管理公社による国税物納非上場株式公売は、韓国資産管理公社電子資産処分システム(<http://www.onid.co.kr>)を利用した電子入札方式により執行されている。  
<http://www.kamco.or.kr> 参照(2005年10月18日訪問)。
- 17) 李ジュンギユ・黄インテ・沈チュンジン「税法上非上場株式に対する補充的評価方法の適正性」『会計学研究第25冊第1号』2000年3月。
- 18) 宋東燮・金成範「税法上非上場株式の評価方法に関する研究」『税務と会計ジャーナル』2000年11月。
- 19) 李愚澤・李光宰「企業価値の評価と税務処理に関する研究」国税庁研究報告書2003年5月。
- 20) 金ウォンギル「株式移動を通じた富の不当移転防止のための政策研究報告書」1996年10月。
- 21) 李恩尚・李ジュンギユ「現行税法上株式評価の問題点と改善方案」韓国租税研究員研究報告書1998年12月。

- 22) 金権重・朴泰承・李恩尚「相続税法の非上場株式評価と会計変数評価モデルの有用性に関する研究」『会計学研究第23巻第3号』1998年。
- 23) 国税徴収法第62条(随意契約) 差押え財産が次の各号の1に該当する場合は、随意契約により、これを売却できる。
  1. 随意契約によらなければ、売却代金を滞納処分費に充当しても残余が生ずる余地がない時。
  2. 腐敗・変質もしくは減量しやすい財産で、早く売却しなければその財産価額が減損する恐れがある時。
  3. 差し押さえた財産の推測価格が、1千万ウォン未満である時。
  4. 法令により所持もしくは売買価格が、規制された財産である時。
  5. 第1回公売後、1年間の間に5回以上公売しても売却されない時。
  6. 公売するのが、公益上適切でない時。
- 24) 監査院「監査結果処分要求書」2004年12月。
- 25) 前出金斗炯59-60頁
- 26) 民事執行法による競売は除く。民事執行法による競売は、相続税および贈与税法第49条第1項において公売と明確に区別されている。民事執行法制定以前(民事訴訟法下)のかつ韓国資産管理公社以前(商業公社傘下)の文ではあるが、現在の民事執行法による競売と韓国資産管理公社による公売の比較については、李昌錫・安ミョンホ「競売と公売に関する比較研究」『不動産学報』第13集韓国不動産学会1996年12月参照。
- 27) 李昌熙『第4版税法講義』1038頁博英社2005年。
- 28) ソキヨン・カンジュンヌイ「税法上時価規定の問題点および改善方向」21頁『法制懸案』第2004-14号(通巻第168号)国会事務局法制室2004年12月。
- 29) 呉ウンラク・全圭安・李ヨンギュ「相続税法上の非上場株式評価方法の改善方案に関する研究」『会計学研究第29巻第4号』2004年12月;金裕燦「非上場株式の課税評価方法に関する研究」韓国経済研究院2003年4月;李恩尚・李俊奎「現行税法上の株式評価の問題点と改善法案」韓国租税研究員1998年12月等多数の文献がある。
- 30) 持分法の会計処理解釈42-59
- 31) 政府所有株式売却価格算定諮問委員会は、国有財産法施行令第38条の2に基づき、1988年2月16日に設置された政府所有株式の売却価格決定に関する諮問と、国税物納税株式売却代金減額率決定に関する諮問を主要業務にする政府委員会である。
- 32) 黄鉉虎「相続税法上の相続財産の評価方法と遡及鑑定」18頁『法曹』2002年。
- 33) 大法院 1996.12.10, 95ㄱ18062等。

#### 【参考文献】

- 姜仁崖「租税の物納制度」17頁『弁護士』第21号ソウル地方弁護士会1991年。  
金権重・朴泰承・李恩尚「相続税法の非上場株式評価と会計変数評価モデルの有用性に関する研究」『会計学研究第23巻第3号』1998年  
金斗炯「相続税および贈与税法上の非上場株式の公売価格と時価」59-60頁『租税研究』第3

韓国の非上場株式の物納に関する研究(朴)

集韓国租税研究フォーラム 2003年9月

金ウォンギル「株式移動を通じた富の不当移転防止のための政策研究報告書」1996年10月

金裕燦「非上場株式の課税評価方法に関する研究」韓国経済研究院 2003年4月

ソキヨン・カンジュンヌィ「税法上時価規定の問題点および改善方向」21頁『法制懸案』第2004 14号(通巻第168号)国会事務局法制室 2004年12月

ソンドンソプ・金成範「税法上非上場株式の評価方法に関する研究」『税務と会計ジャーナル』2000年11月

呉ウンラック・全圭安・李ヨンギョ「相続税法相非上場株式評価方法の改善法案に関する研究」『会計学研究第29巻第4号』2004年12月

李愚澤・金デシク「非上場株式の評価方法に関する研究 類似上場会社株式との比較評価」144頁『税務学研究』第22巻第3号韓国税務学会 2005年9月

李愚澤・李光宰「企業価値の評価と税務処理に関する研究」国税庁研究報告書 2003年5月

李恩尚・李俊奎「現行税法上株式評価の問題点と改善方案」韓国租税研究員研究報告書 1998年12月

李俊奎・黄仁泰・沈忠晉「税法上非上場株式に対する補充的评价方法の適正性」『会計学研究』第25巻冊第1号 2000年3月

李昌錫・安ミョンホ「競売と公売に関する比較研究」『不動産学報』第13集韓国不動産学会 1996年12月

李昌熙『第4版税法講義』博英社 2005年

李昌熙・朴薫「新株引受権付社債を利用した贈与と非上場株式の評価方法」86-94頁BFL第11号ソウル大学校金融法センター 2005年5月

黄厦周「物納制度とその問題点」253頁『韓国租税研究』第8巻 1992年

黄鉞虎「相続税法上相続財産の評価方法と遡及鑑定」18頁『法曹』2002年2月 <http://www.kamco.or.kr>

監査院「監査結果処分要求書」2004年12月